

七ヶ浜町ふるさと納税支援業務委託事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、七ヶ浜町(以下「本町」という。)へふるさと納税をされた方へ、感謝の意を表すため返礼品を送り、返礼品を通じて本町の特産品及び魅力を広く発信し、地域の活性化を図ることを目的として、寄附金の受入れから返礼品の企画、募集、管理などの業務を行う事業者の募集を行うものです。

2 概要

(1)業務名

七ヶ浜町ふるさと納税支援業務委託

(2)業務内容

別に定める「七ヶ浜町ふるさと納税支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとします。

ただし、仕様書の内容で実施できない項目がある場合は、企画提案書に代替案等を提案することにより、参加を認めるものとします。また、仕様書で定める項目以外に独自提案を行うことを認めることとし、本町に有益な提案については、評価の対象に含めるものとします。

(3)履行期限

契約締結の日から令和7年3月31日とし、令和6年7月1日から運用を開始することとします。

※ 翌年度以降の契約については、協議の上決定するものとします。

(4)見積限度額

寄附金額×委託料12%(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を上限とします。

※ 平成31年4月1日付け総務省告示第179号に定める寄附金の募集に要する費用が寄附金額の5割(50%)以下であること。

※ 本町が契約している寄附受付ポータルサイト使用料及びクレジットカード決済手数料等は含まない。

(5)業務における最低目標寄附金額及び寄附件数

1年目 令和6年度 50,000千円(3千件)

2年目 令和7年度 100,000千円(6千件)

3年目 令和8年度 200,000千円(12千件)

(6)実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

以下に掲げる全ての要件を満たしている者とします。

- 1) 過去に本町、若しくは、他自治体において同種又は類似業務を実施した実績を有する者(法人格を有する団体)であること。
- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- 3) 七ヶ浜町暴力団排除条例(平成24年七ヶ浜町条例第19号)に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団関係事業者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 4) 国税等のいずれも滞納していない者であること。
- 5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- 6) 国又は地方公共団体との契約に関し、現在、競争入札参加資格指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- 7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- 8) 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- 9) 個人情報保護のために必要な措置(プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。))等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。
- 10) 仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる者であること。

4 スケジュール

内容	期日
募集要領等の公表	令和6年5月7日(火)
参加申込書受付期間	令和6年5月7日(火)～5月10日(金)
質問受付期間	令和6年5月7日(火)～5月14日(火)
企画提案書受付期間	令和6年5月15日(水)～5月24日(金)
第1次審査(書類審査)	令和6年5月29日(水)予定
第1次審査の結果通知	令和6年5月30日(木)予定
第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年6月6日(木)予定
選定結果の通知	令和6年6月7日(金)予定
受託候補者との協議	令和6年6月中旬予定
契約の締結	令和6年6月下旬予定

5 募集要領等の公表

(1)公表日

令和6年5月7日(火)

(2)公表方法

七ヶ浜町ホームページ等(<https://www.shichigahama.com/>)

6 参加申込書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる各項目に従って参加の意思を表示してください。

(1)受付期間

令和6年5月7日(火)～5月10日(金)

(2)提出書類

参加申込書(様式1)、会社概要調書(様式2)

(3)提出方法

問合せ先へ持参又は簡易書留郵便により提出してください。

7 質問の受付

(1)受付期間

令和6年5月7日(火)～5月14日(火)

(2)質問方法

質問書(様式3)に必要事項を記載の上、問合せ先のメールアドレスに提出してください。

(3)回答方法

質問に対する回答は、随時、七ヶ浜町ホームページに掲載します。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものであると判断した場合、当該質問者へのみ回答する場合があります。

なお、質問に対し回答した内容は、本プロポーザルにおける募集要領等の追加又は修正があったものとみなします。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加者」という。)は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

(1)受付期間

令和6年5月15日(水)～5月24日(金)

※令和6年5月24日(金)17時必着

(2)提出書類

1) 企画提案書(様式4)

- ① ふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務
- ② ポータルサイトの管理等に関する業務
- ③ 返礼品協力事業者への発注及び返礼品配送管理に関する業務
- ④ 返礼品協力事業者、配送事業者への支払いに関する業務
- ⑤ 新たな返礼品の企画及び返礼品協力事業者との調整に関する業務
- ⑥ 寄附者への御礼状等の送付に関する業務
- ⑦ 寄附者からの問い合わせ等への対応に関する業務
- ⑧ プロモーションに関する業務
- ⑨ その他独自の取組に関すること
- ⑩ 参考見積書(様式5)

2) 商業登記簿謄本(法務局の発行するもの)※コピー可

- ・登記事項証明書等を含む。発行(交付)されてから3か月以内のもの

3) 納税証明書の写し(支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任する支店等両方の証明書)※コピー可

- ・国税：法人税、所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明

(3)提出方法

次のとおり作成し、問合せ先へ持参又は簡易書留郵便により提出してください。

1) 原本1部、副本(原本の写し)10部

※ 提出書類については、項目番号ごとにインデックスを付け、一部ずつA4ファイルに綴じること。(例:1-①、1-②、1-③ … 1-⑨、1-⑩、2、3)

※ 表紙、背表紙に「業務名(七ヶ浜町ふるさと納税支援業務委託)」と「参加者名」を表示すること。

2) PDFデータ(CD-R等)

9 選定方法

(1)第1次審査(書類審査)

提出された書類(参加申込書等及び企画提案書等の書類)を審査し、「3 参加資格」の要件を満たしている参加者であるか審査します。

ア 実施日 令和6年5月29日(水)予定

イ 結果通知日 令和6年5月30日(木)予定

ウ 通知方法 全参加者へ審査結果の通知を送付するほか、第1次審査合格者のみ、第2次審査への参加依頼を行います。

エ その他 第2次審査の説明の順番については、抽選により決定します。

(2)第2次審査(プレゼンテーション審査)

本町の職員で構成された七ヶ浜町ふるさと納税支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員において、総合的に審査及び評価を行い、最も優秀な企画を提案した者を受託候補者として決定します。

ア 評価項目

項目	内容
1	ふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務
2	ポータルサイトの管理等に関する業務
3	返礼品協力事業者への発注及び返礼品配送管理に関する業務
4	返礼品協力事業者、配送事業者への支払いに関する業務
5	新たな返礼品の企画及び返礼品協力事業者との調整に関する業務
6	寄附者への御礼状等の送付に関する業務
7	寄附者からの問い合わせ等への対応に関する業務
8	プロモーションに関する業務
9	その他独自の取組に関すること
10	見積金額について

イ 実施日

令和6年6月6日(木)予定

ウ 実施場所

七ヶ浜町上下水道事業所2階 第1会議室

エ 実施時間

参加者1者につき45分(準備時間5分、プレゼンテーション30分、質疑10分)

オ 選定方法

- ① 選定委員会において、「ア 評価項目」について審査を行い、評価結果が最も優秀な参加者を受託候補者として決定します。ただし、審査において、評価結果が平均に満たない参加者は、選定の対象としません。
- ② 参加者が1者の場合でも、評価を行います。
- ③ 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできません。

カ その他

- プレゼンテーション審査については、事前に提出された企画提案書を選定委員会の各委員に配布しますので、企画提案書に基づき説明をお願いします。
- プレゼンテーションで使用するPC、電源コード等は参加者にて準備してください。プロジェクター、スクリーン及び延長コードは、本町が会場に用意したものを使用できます。

キ 選定結果の通知

第2次審査の全参加者へ選定結果を通知します。

10 受託候補者との協議

受託候補者と、業務内容等について協議を行います。

業務内容は、提示している仕様書を基に、提案内容を加え協議を行い決定します。

本業務は、令和6年4月現在のふるさと納税制度を根拠とする業務であるため、制度の改正などにより本業務を継続することが困難となる場合又は、次年度以降の予算の確保ができなかった場合は、契約を解除することができるものとし、法令等に定めがある場合を除き、損害賠償は行いません。

11 契約の締結

業務内容を決定した後、受託候補者と地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約の方法により契約を締結します。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- 1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出されたとき
- 2) 提出書類に虚偽があったとき
- 3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- 4) 評価の公平性を害する行為があったとき
- 5) 著しく信義に反する行為があったとして、選定委員会が失格であると認定したとき

13 その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 2) 提出書類に関する費用は、すべて参加者の負担とします。
- 3) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替えは認めません。
- 4) 提出された書類は返却しません。
- 5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、七ヶ浜町情報公開条例(平成28年七ヶ浜町条例第19号)に基づき、提出書類を公開することがあります。

14 問合せ先

七ヶ浜町役場まちづくり振興課まちづくり推進係
〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
電話：022-357-7443 FAX：022-357-5744
メールアドレス：suishin@shichigahama.com